

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年8月6日認可した。

平成22年8月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）中原地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）秋常地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西尾地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上川井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）五反地地区